

第1回検討会議での主な指摘事項（ポイント）

1. 正規版流通の促進

- 正規版流通こそが最大の対策。音楽に比べて出版物の正規版流通は進んでいないとの印象。権利処理やコスト面など具体的に何が課題となっているのか検討会議の中で確認が必要。

2. これまでの対策の評価

- これまでの訴訟関係のプロセスで、実際に何が手続上課題になっているのかについて明らかにすべき。
- これまで権利者として具体的にどのような削除要請をしてきたのか、ファクトチェックが必要。
- 広告等資金源を断つ手法も有効ではあるが、広告を収入源とせず、マイニング等を用いているサイトには効果がない。
- 広告対策の限界についての指摘はあるが、海賊版サイトについては、どこかに収入源があると考えられ、経済的観点については検証すべき。
- 様々な対抗策のうち、フィルタリングによる対策とリテラシー教育について特に検討すべき。
- 4月13日の政府決定について分析・評価を行うべき。
- 4月13日の緊急対策後、出版社のデジタル配信の売り上げは確実に改善している。実効性のある対策について、議論を深めていきたい。
- アニメ業界においても、4月13日の緊急対策は良い影響をもたらしている。

3. 今後の方向性（諸外国調査を含む）

- 法制度整備の検討にあたっては、ブロッキング前提の議論ではなく、他の手段も併せて検討を行うべき。
- 通信の秘密を侵害しつつ権利侵害を救済するのが果たして良い事なのか考えるべき。バランスに関する議論は避けられない。ブロッキングに係る法制度整備の議論を行うのであれば、その前に、是か非かについても論点として検討すべき。
- 国境を越えて複雑化・巧妙化する海賊版サイトへの対抗策は、ブロッキングに類する技術以外では解決できない。日本の法律が及ぶのは日本国内のみであり、世界共通ルールでの対策が難しい状況においては、ブロッキング以外に対抗する策はない。
- ISP事業者は通信の秘密について正当業務行為として整理されているものですら慎重に対応してきた経緯あり。今回の件は、単に知財政策とIT政策の調整というだけではなく、知る権利や表現の自由への挑戦であり今後の民主主義をどう考えるのかという点まで行く着く大きな論点。
- DNSブロッキングはユーザーが積極的な意思を持って特定なサイトにアクセスするような場面において有効に働くかは疑問。ブロッキングについては、その手法に穴を開けるような手法もいたちごっこで出て来ており、むしろ、海賊版サイトのエコシステムに踏み込んで切り裂いていくことが必要。
- インターネットはグローバルな空間で構成。他方、法律はグローバルなものがないため、解決策は2つしかない、1つは、今回のようにドメスティックな中での議論を国としてどうするかというアプローチ。もう1つは、国際機関で調整を行っていくアプローチ。インターネットのデザインにおいてDNSを途中で止めること、又は書き換え

る事は全体の設計のルール違反であり影響が出ることは避けられない。各国共に技術的リスクを取って断腸の想いで決断してきたプロセスではないか。マンガ、アニメは、日本にとって重要なコンテンツであり、ドメスティックな対応を考える際には、その点も考慮する必要がある。

- 一つで完璧な手法はない。様々なものを複合的に実施するというのではないか。サイトブロッキングを安易に行うことは反対だが、一方で、サイトブロッキングの議論を行わないことも反対。一手法に捉われるのではなく、全体として実効性のある対策を議論したい。
- サイトブロッキングありきの議論には反対であるが、一方で対策は費用対効果も含めて考えるべき。その観点から、諸外国でどのような措置が採用され、どの程度効果があったのかの情報が必要。海賊版対策の手口も変わっていくため、複数のメニューの組み合わせになっていくのではないか。
- ブロッキングありきの議論とすべきではない。現状把握が最も重要。イギリスでブロッキングに関する費用負担の判例も直近出ているが、各国の制度は、ポリシーミックスの結果としてブロッキングという手法が用いられているという状況であり、そうした制度的背景も含めて十分に調査をすべき。
- 海外調査については、コンテンツと通信の両方の立場からの調査とすべき。
- 各国の法制と各国間の比較を正確に整理する必要あり。国によっては通信の秘密について利用者保護でカバーしているところもある。きちんとした調査研究が必要。
- 仮にブロッキングに係る制度整備を検討する場合でも、通信の秘密・表現の自由・検閲等との関係は慎重に検討すべき。
- 仮にブロッキングに関する法制化を進める場合には、法制化の必要性、許容性、憲法適合性が課題となる。諸外国調査も有意義だが、表面的な比較法的結論にならないよう留意すべき。外部からのヒアリングを工夫しながら進めるべき。
- 知財侵害には刑罰法規の適用あり。税関においても水際対策を行っており、その対象の多くは郵便物の差押え。郵便法上も「通信の秘密」は規定されているが、税関による差止めは許容されており、こうした立法例も踏まえながら、インターネット上での著作権侵害に関する実効性ある対策を考えるべき。具体的に制度を作る際には、ISPの負担が過度ではなく、手続保障にも配慮したものとすべき。
- 仮にブロッキングに関する法制化を進める場合には、民事訴訟法上の観点からは、①現行法で請求権があるのか否か、②仮に判決が出た際のその他のプロバイダへの判決効力の問題、③手続保障等が論点となってくると考えられる。

4. その他会議運営など

- IT関係の団体などでも海賊版対策について議論されていると聞いているところ、検討会議としても様々なステイクホルダーから話を聞いた上で議論を深めていくべき。
- 権利者団体及びISP事業者同士で具体的な対応策を協議する場を設けたい。議論の状況について検討会議にも報告をしていきたい。
- 検討会議のメンバー間で前提知識を共通なものとする必要があり、民民の協議の場に全て委ねるのではなく、本検討会議の場で詳細の議論を行った上で、何を民民で議論すべきかについてこの検討会議で合意を得た上で進めるべき。
- 権利者とISP事業者との間の協議体と、本検討会議との間では密な連絡・連携を取るべき。

(以上)